

大和市告示第59号

大和市重度障がい者住宅設備改良費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市重度障がい者住宅設備改良費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市重度障がい者住宅設備改良費助成事業実施要綱（平成20年大和市告示第59号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「ため」の次に「、重度障がい者の在宅生活を促進し、もって重度障がい者の福祉の増進に寄与することを目的として」を加え、「を助成することにより、重度障がい者の在宅生活を促進し、もって重度障がい者の福祉の増進に寄与することを目的」を「の一部を予算の範囲内で助成すること（以下「助成」という。）について必要な事項を定めるもの」に改める。

第2条第1号中「市内に住所を有する」を「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている」に改め、同条第2号中「既存の住宅」の次に「をいう。」を加え、同条第3号中「構造物」の次に「をいう。」を加え、同条第4号中「改善する工事」の次に「をいう。」を加える。

第3条中「改良工事等」の次に「（以下「対象工事」という。）」を加える。

第4条第1項中「改良工事等」を「対象工事」に改め、同項各号中「規定する」を「掲げる」に改め、同条第2項中「年度」の次に「（第6条第1項の規定による申請を行う日が4月から6月までに属する場合にあっては、前年度）」を加える。

第5条第1項を次のように改める。

助成の額は、次の各号に掲げる対象工事の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第3条第1号に掲げる改良工事 当該改良工事に要する費用から、当該改良工事を対象とした介護保険法（平成9年法律第123号）第45条に規定する居宅介護住宅改修費の支給額に90分の100（同法第49条の2第1項の規定の適用を受ける者にあつては80分の100、同条第2項の規定の適用を受ける者にあつては70分の100）を乗じて得た額若しくは大和市日常生活用具給付等事業の実施に関する規則（平成18年大和市規則第84号）第2条第2号に規定する住宅改修費助成事業による給付額に90分の100（同規則第9条第3項の規定の適用を受ける者にあつては95分の100、同条第4項の規定の適用を受ける者にあつては100分の100）を乗じて得た額を控除した額又は800,000円のいずれか少ない方の

額から、当該額に別表第1の階層区分に応じ、それぞれ同表に定める自己負担割合を乗じて得た額（1円未満の端数は、これを切り捨てる。以下「自己負担額」という。）を控除した額

(2) 第3条第2号に掲げる設置工事 機器本体の価格又は1,000,000円のいずれか少ない方の額から、自己負担額を控除した額（ただし、設置に際し工事費が生じる場合にあっては、当該工事費を含む。次号において同じ。）

(3) 第3条第3号に掲げる設置工事 機器本体の価格又は600,000円のいずれか少ない方の額から、自己負担額を控除した額

第5条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「改良工事等」を「対象工事」に改め、同項を同条第2項とし、同条第5項を同条第3項とする。

第6条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、第3条第3号に掲げる設置工事に係る助成を申請するときは、第1号及び第3号に掲げる書類の提出を要しない。

第6条第1項第3号を次のように改める。

(3) 対象工事を実施する住宅が借家等であるときは、家主の対象工事への承諾書その他家主が当該対象工事の実施を承諾していることが分かる書類

第6条第2項を次のように改める。

2 市長は、前項第2号に掲げる書類により証明すべき事実を現有公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

第7条中「に規定する」を「の規定による」に改め、「決定し、」の次に「助成するときは」、
「より、」の次に「助成しないときはその旨を、当該」を加える。

第8条第1項中「改良工事」を「助成」に改め、「受けた者」の次に「（以下「助成決定者」という。）」を加え、「工事」を「対象工事」に改め、「より」を削り、「申請するものとする」を「申請しなければならない」に改め、同条第2項中「市長は」の次に「、」を加え、「内容を審査した上で適否を決定し、」を「審査の上、これを承認するときは」に、「申請者」を「、承認しないときはその旨を、当該助成決定者」に改める。

第9条中「申請者は、改良工事等」を「助成決定者は、対象工事」に改める。

第10条の見出し中「助成金の」の次に「額の確定及び」を加え、同条中「に規定する」を「の規定による完成届の提出があったときは、当該」に、「改良工事等」を「対象工事」に、「申請者」を「当該助成決定者」に改める。

第11条中「申請者は、改良工事等」を「助成決定者は、対象工事」に改める。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とする。

第12条の見出しを「（助成金の返還等）」に改め、同条中「第10条に規定する助成金の支払を受けた者がその助成金を不正に受給した場合は、助成金の全部又は一部」を「偽りその他不正な手段により助成を受け、又は受けようとした者があったときは、その助成の決定を取り消し、又は既に助成した助成金の全部若しくは一部に相当する額」に改め、同条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（暴力団等の排除）

第12条 市長は、大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第8条の規定により、この要綱による助成事業から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部（警察法（昭和29年法律第162号）第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。）に、申請者が暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かの照会を行うことができる。

2 市長は、前項の照会により申請者が暴力団等に該当するときは、第7条の規定による支給決定を行わない。

別表第1第2階層の項中「地方税法第323条の規定により市町村民税が」を「市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を」に改める。

別表第2中「第13条」を「第14条」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。